

第27回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和7年10月23日（木）午後13時58分～午後15時15分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、
5番：小島委員、6番：相良委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、
11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、13番：永岡委員、14番：吉澤委員、
15番：福田委員、16番：伊澤委員、17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員
(議席番号順)

欠席委員

7番：小野口委員、9番：伊藤委員、10番：手塚（孝）委員、19番：高橋委員

会議経過

1 開 会

出席委員15名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号3番の平出委員、4番の中山委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページを御覧ください。
日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号
から7号について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第1号から7号までの7議案のうち、議案第2号については、条件を付して許可するものと調査をしております。

議案第2号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、ハクサイ、カボチャを作付けする旨の申請です。譲受人は、平成30年10月23日に設立された農地所有適格法人で、農業を主な目的としております。また、茨城県坂東市などに耕作地があり、利用状況については、問

題ない旨確認済です。農機具の調達状況は、トラクター2台を所有しております。なお、本申請は農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第2号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第2号について、「農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、条件を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第2号を除く、議案第1号から7号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を贈与により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、他の耕作する農地から離れており不効率なため、譲受人は、近隣の農地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする旨の申請です。譲受人は、芳賀町に耕作地があり、利用状況について、問題ない旨、芳賀町農業委員会事務局に確認済です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台を所有しております。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、世帯内贈与により、農地を取得しサツマイモを作付けする旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号について御説明いたします。国本地区の申請です。借受人は申請地に10年間の使用貸借権を設定し、新たに農業経営を開始し、イチゴを作付けす

る計画です。貸付人と借受人は、妹と姉の関係です。申請地は筆の一部を借り受けるもので、特定図が添付されております。借受人の農機具の調達状況は、トラクター1台、畝立機1台を導入予定です。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号について御説明いたします。富屋地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、草刈機1台を所有し、耕運機1台をリース予定です。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第7号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、果樹、野菜を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、草刈機1台、耕運機2台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第2号を除く、議案第1号から7号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第2号を除く、議案第1号から7号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページを御覧ください。

日程第2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第8号から議案第13号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第8号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に35年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の孫であり、都市計画法第34条14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条

許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。借受人は、近隣に設置する太陽光発電設備の工事のため、申請地に4か月間の賃借権を設定し、現場事務所として一時転用する旨の申請です。借受人は、平成27年12月14日に設立された法人で、再生可能エネルギー設備工事等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は一部鉄板敷きとし、仮設事務所2棟及び仮設トイレのほか、資材及び車両を置くもので、周辺は柵で囲む計画となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、事業費の全額を自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、瑞穂野地区市民センターから300メートル以内の区域に位置する第3種農地と判断しており、かつ一時転用であることから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第10号について御説明いたします。横川地区の申請です。借受人は、規模拡大のため、申請地に20年間の賃借権を設定し、自動車整備工場を移転する旨の申請です。都市計画法該当条項については、都市計画法第34条第1号の「自動車整備工場」に該当します。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、事務所兼整備工場1棟及び駐車スペース16台分を整備する計画で、外周をコンクリート擁壁で囲む計画となっております。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、事業費の全てを融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第11号について御説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は、解体工事業を営んでおりますが、事業拡大に伴い、本社敷地が手狭になったため、申請地を贈与により取得し、新たに資材置場を整備する旨の申請であり、譲受人は譲渡人の甥であります。譲受人は、令和3年10月4日に設立した法人の代表取締役であり、解体業を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、駐車スペース、足場資材・砂利等の資材を置くものであり、周辺は1.5メートルのフェンスで囲む計画となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明

書が添付されております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第12号について御説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は、農地転用の許可を受け、園芸用土の採取を行っておりますが、埋戻しに伴う土砂搬入路が狭いため、申請地に2年6か月間の賃借権を設定し、別の場所に進入路を整備する旨の申請です。借受人は、平成28年9月1日に設立した法人で、園芸用土の採取等を主な目的としております。土地利用計画については、鉄板6枚を敷設し、10トンダンプ用の進入路を整備する計画で、作業終了後は第三者が侵入できないように施錠するとともに、周辺の農業用排水施設及び耕作道の確保等に影響を及ぼさないよう十分留意し作業を行う計画となっております。また、道路使用届出など、他法令の手続き状況についても確認済です。資金計画については、土地の賃料を全額自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農用地と1種農地ですが、一時転用で農地に復元することから、立地基準の例外に該当します。なお、申請書には、「事業実施については、安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は、耕作可能な農地に復元し、農業委員の現地立会のもとで完了報告を行う旨の誓約書」が添付されております。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第8号から13号について、質疑願います。
委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第8号から13号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。3ページを御覧ください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第14号から18号までの5議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第14号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を自己資金および融資により賄う計画で、金融機関の残高証明書および融資見込証明書が添付されております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号について御説明いたします。城山地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に期間の定めのない使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の娘およびその配偶者であり、都市計画法第34条14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上水道に接続、排水は農業集落排水に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「集落に接続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第16号について御説明いたします。上河内地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に40年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関

の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農業公共投資の対象となつていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第17号について御説明いたします。上河内地区の申請です。借受人が、砂利採取のため、申請地に1年間の賃借権を設定し、一時転用する旨の申請です。借受人は、昭和22年6月17日に設立した法人で、砂利採取業を主な目的としております。計画によりますと、保安距離として周辺から5メートルを確保し、掘削角度は45度、掘削の深さは最大8メートル、外周は防護柵で囲い、作業終了後はチェーンにて施錠する計画です。作業時間は午前8時00分から午後5時00分とし、「進入路及び運搬路を利用する際には、農耕車等優先で十分に安全確認を行い、通行者や歩行者等に注意して事故等を起こさないよう注意することとしております。また、道路使用届出など、他法令の手続き状況についても確認済です。使用する重機等については、所有するバックホウ2台、ブルドーザー2台、ダンプトラック6台を使用し、埋戻し用土については、宇都宮市上小倉町に事務所のある法人が所有する土砂2,401立方メートル、宮山田町に事務所のある法人が所有する土砂15,603立方メートル、日光市に事務所のある法人が所有する土砂1,000立方メートル、鹿沼市に事務所のある法人が所有する土砂5,000立方メートルを埋戻し用土として用いる計画で、栃木県陸砂利採取業協同組合から農地復元の保証書が添付されております。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。借受人の農地における砂利採取の実績ですが、前回地は上小倉町の田15,284平方メートルで、令和6年8月9日に許可を受け、90パーセント農地に復元されております。また、前々回地は上小倉町の田12,454平方メートルで、令和5年1月6日に許可を受け、100パーセント農地に復元されております。申請地は農振農用地ですが、一時転用で農地に復元することから不許可の例外に該当します。以上のことから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第18号について御説明いたします。上河内地区の申請です。譲受人は、高松町において産業廃棄物中間処理業を営んでおりますが、現在の資材置場が手狭なため、申請地を売買により取得し、新たに資材置場として整備する旨の申請です。譲受人は、昭和60年9月9日に設立された法人で、廃アスファルトコンクリートの処理及び加工を主な目的としております。土地利用計画ですが、敷地内は砂利敷とし、廃アスファルトコンクリート置場のほか、作業機械置場及び

コンテナ5基を整備するもので、周囲は外柵を設置する計画となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は浸透マスを設置し、浸透処理する計画となっております。また、申請地への乗り入れ及び既存ガードレールの撤去については、市道路管理課に道路工事施工承認申請が提出されており、その他、他法令の手続きについても確認済です。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第14号から18号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第14号から18号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページを御覧ください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第19号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第19号について御説明いたします。城山地区の申請です。転用事業者は、園芸用土採取をするため、令和7年9月29日に1年間の一時転用許可を受けましたが、土採取後の埋戻しに時間を要しており、期間内に完了できないため、事業計画変更申請に至ったものです。本件は、事業計画変更承認基準すべてに該当し、変更を認めることについて問題ないものと調査しています。

議長 議案第19号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第19号について、「変更を許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5ページを御覧ください。日程第4「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、議案第20号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第20号について御説明いたします。横川地区の願出です。上横田町在住の相続人が、上横田町の農地2筆、計4,466平方メートルについて、相続税の納税猶予に関する適格者である証明を受けたい旨の願出です。相続税の納税猶予に関する適格者である要件として、被相続人が農業を営んでいたかどうか、その相続人が引き続き農業経営を行うと認められるかどうか、猶予を受けよう

とする農地が被相続人によって耕作されていたかどうか、という3つの要件について、提出書類、農家台帳、小作台帳、現地調査等で確認したところ、全ての要件を満たしており、適格者として証明することに問題ないものと調査しております。

議長 議案第20号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第20号について、「適格者と認める」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページを御覧ください。日程第5「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、議案第21号から373号までの353議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がいくつかありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。まず、28ページ、議案第267号は、2番委員が借受者なっておりますので、審議が終了するまで2番委員に退出していただきます。

委員 (2番委員退出)

議長 それでは、議案第267号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第267号について御説明いたします。借受者は、議席番号2番委員でありまして、上河内地区の計画です。田の貸し借りが1件です。

議長 議案第267号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第267号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第267号が終了しましたので、2番委員に入室していただきます。

委員 (2番委員入室)

議長 次に、31ページ、議案第294号、295号、32ページ、議案第313号、33ページ、議案第317号、321号及び323号の6議案は、11番委員の親族が代表を務める法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで11番委員に退出していただきます。

委員 (11番委員退出)

議長 それでは、議案第294号、295号、313号、317号、321号及び323号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第294号、295号、313号、第317号、321号及び323号

について御説明いたします。借受者は、議席番号11番委員の親族が経営する法人でありますて、上河内地区の計画です。田の貸し借りが6件です。

議長 議案第294号、295号、313号、317号、321号及び323号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第294号、295号、313号、317号、321号及び323号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第294号、295号、313号、317号、321号及び323号、が終了しましたので、11番委員に入室していただきます。

委員 (11番委員入室)

議長 次に、37ページ、議案第353号及び354号は、6番委員の親族が代表を務める法人が借受者なっておりますので、審議が終了するまで6番委員に退出していただきます。

委員 (6番委員退出)

事務局 議案第353号及び354号について御説明いたします。借受者は、議席番号6番相良委員の親族が経営する法人でありますて、河内地区の計画です。田の貸し借りが2件です。

議長 議案第353号及び354号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第353号及び354号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第353号及び354号が終了しましたので、6番委員に入室していただきます。

委員 (6番委員入室)

議長 次に、38ページ、議案第365号及び366号は、1番委員の親族が借受者となっておりますので、審議が終了するまで1番委員に退出していただきます。

委員 (1番委員退出)

議長 それでは、議案第365号及び366号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第365号及び366号について御説明いたします。借受者は、議席番号1番委員の親族でありますて、河内地区の計画です。田の貸し借りが2件です。

議長 議案第365号及び366号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第365号及び366号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第365号及び366号が終了しましたので、1番委員に入室していただきます。

委員 (1番委員入室)

議長 審議済の11議案を除く、議案第21号から373号までの342議案について、事務局から説明願います。

事務局 審議済みの議案11件を除く議案第21号から議案第373号について御説明いたします。

議案番号21号から32号は平石地区の計画で15件です。

議案番号33号から8ページ議案番号60号は清原地区の計画で28件です。

9ページ議案番号61号から67号は瑞穂野地区の計画で7件です。

9ページ議案番号68号から11ページ94号は横川地区の計画で27件です。

12ページ議案番号95号から109号は雀宮地区の計画で15件です。

議案番号110号から14ページ議案128号は姿川地区の計画で19件です。

議案番号129号から15ページ議案141号は城山地区の計画で13件です。

議案番号142号から議案152号は国本地区の計画で11件です。

議案番号153号から23ページ議案214号は篠井地区の計画で62件です。

議案番号215号から24ページ議案229号は富屋地区の計画で15件です。

議案番号230号から26ページ議案245号は豊郷地区の計画で16件です。

議案番号246号から審議済みの9件を除く36ページ議案343号は上河内地区の計画で89件です。

議案番号344号から38ページの議案373号は河内地区の計画で30件です。

議長 審議済の11議案を除く、議案第21号から373号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。審議済の11議案を除く、議案第21号から373号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。39ページを御覧ください。日程第6「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、議案第374号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第374号について御説明いたします。瑞穂野地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、下桑島町の畠1筆、1,127平方メートルを売買により取得するものです。

議長 議案第374号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第374号について、「計画作成を要請する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。40ページを御覧ください。日程第7「農業経営基盤強化促進法の規定による買入協議の要請について」、議案第375号及び376号について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 農業経営基盤強化促進法の規定による買入協議の要請について御説明いたします。上河内地区及び河内地区において、土地所有者から農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による、所有権移転のあっせんの申し出がありました。この制度を利用すると、売り手である農地所有者が譲渡所得から1,500万円の特別控除を受けられます。上河内地区の議案番号375号につきましては、対象農地は、田3筆、総面積20,268平方メートル、また、河内町の議案番号376号につきましては、対象農地は、田5筆、総面積13,539平方メートルにつきましては、本日の総会において買入協議への承認いただいたのち、市長に対して、農業経営基盤強化促進法第22条1項の規定に基づき、農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を申出者に対して通知するよう要請します。今後は、農地中間管理機構との買入協議が整い次第、中間管理機構を通じた売買の手続きを進めることとなります。

議長 議案第375号及び376号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第375号及び376号について、「買入協議を要請する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。41ページを御覧ください。日程第8「宇都宮農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について」は、本日行う合同調査会の結果を踏まえ、農業委員会の意見を決定するため、先に次第5の「報告事項」に入ります。42ページを御覧ください。それでは、事務局より報

告願います。

事務局 [事務局より報告第1から報告第9まで一括で報告する。]

議長 それでは、一度、総会議事を中断して、合同調査会等を行います。

[合同調査会終了]

議長 それでは、総会を再開します。議案書の41ページを御覧ください。日程第8「宇都宮農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について」は、先ほどの合同調査会で決定した意見を、農業委員会の意見として決定することで御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案の審議は全て終了しましたので、次第6の「その他」に入ります。皆様から何か報告等はありませんか。

委員 (特になし)

議長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (特になし)

議長 全ての審議が終了しましたので、以上で第27回定例総会を終了します。

(閉会 午後15時15分)